

令和8年8月大雨福井県災害義援金 募集要綱（第2版）

社会福祉法人 福井県共同募金会

1 趣 旨

令和8年8月29日から発生した大雨の影響で、福井県では浸水等により多数の家屋被害等が発生し、福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町の6市町に災害救助法が適用されました。

これを受けて福井県共同募金会（以下、本会という）では、被災された方々を支援することを目的に、次のとおり義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和8年8月大雨福井県災害義援金

3 受付期間

令和8年9月3日（木）から令和8年11月30日（月）まで

4 義援金の振込口座について

（1）福井銀行

銀 行 名：福井銀行 学園出張所

預金種類：普通

口座番号： 6 0 3 4 4 9 2

口座名義：社会福祉法人福井県共同募金会

※福井銀行本・支店間の窓口、ATM、インターネットバンキングからの振込手数料、硬貨入金手数料は無料です。

※全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料は無料です。

（2）福井信用金庫

銀 行 名：福井信用金庫 本店

預金種類：普通

口座番号： 4 3 8 9 4 8 2

口座名義：社会福祉法人福井県共同募金会

※福井信用金庫本・支店間の窓口での振込手数料、硬貨入金手数料は無料です。

（3）ゆうちょ銀行（郵便局）

口座番号：0 0 1 2 0－3－2 6 7 3 6 2

口座名義：福井県共募令和8年大雨義援金

※全国のゆうちょ銀行本・支店窓口及び郵便局窓口での振込手数料は無料です。

5 窓口での受付

福井県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会（各社会福祉協議会内）の窓口にて受け付けます。

6 義援金の配分

本会にお寄せいただいた義援金は、福井県、福井県共同募金会等で構成される「災害義援金配分委員会」において取りまとめを行い、被災地の各市町を通じて被災者へ届けます。

7 義援金の税制上の取り扱い

本義援金は、税制優遇制度の対象となります。

確定申告に際しては、本会が発行する領収書または、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えて税務署へご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

8 その他

本募集では義援金のみを取り扱い、物品等の寄託は受け付けません。

9 お問い合わせ

社会福祉法人福井県共同募金会

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター3階

TEL:0776-22-1657 FAX:0776-22-3093

E-MALL:akaihane@mx2.fctv.ne.jp

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行します。

この要綱は、令和8年9月3日に一部変更